

(令和4年4月1日～令和5年3月31日に借入申込書を受理するものに適用します。)

栃木県

○：不足地域

- 新設の場合、融資対象となります。
- 増改築の場合、「甲種増改築資金」として融資対象となります。

×：充足地域

- 新設の場合、原則として融資対象になりません。
- 増改築の場合、「乙種増改築資金」として融資対象となります。
- ※ 「在宅療養支援（歯科）診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」の新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。
- ※ 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師による新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。

(詳細は、「ご融資の種類」ページをご参照ください。)

市区町村名	一般診療所 過不足	歯科診療所 過不足
宇都宮市	○	×
足利市	○	×
栃木市	○	×
佐野市	○	×
鹿沼市	○	×
日光市	○	×
小山市	○	×
真岡市	○	○
大田原市	○	○
矢板市	○	×
那須塩原市	○	×
さくら市	○	○
那須烏山市	○	×
下野市	○	×
上三川町	○	○
益子町	○	×
茂木町	○	○
市貝町	○	○
芳賀町	○	○
壬生町	○	○
野木町	○	○
塩谷町	○	×
高根沢町	○	○
那須町	○	○
那珂川町	○	○